

# 福生市教育委員会会議録

平成24年第7回定例会

- 1 開催年月日 平成24年7月27日(金)
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時15分
- 4 場 所 第2棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員  
委員長 長 長谷川 貞 夫  
委員長職務代理者 平野 裕 子  
委員 加藤 美 子  
委員 渡辺 浩 行  
教育長 宮 城 眞 一
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名  
教育次長 田 村 博 敏  
参事 佐 伯 英 徳  
庶務課長 高 木 裕  
学校給食課長 山 崎 勇  
生涯学習推進課長 高 橋 邦 彦  
スポーツ推進課長 鳥 越 裕 之  
公民館長 高 橋 清 樹  
図書館長 島 弘  
主 幹 浅 野 正 道  
教育センター主幹 笹 本 幸 三  
指導主事 森 保 亮
- 8 傍聴人 2名

(裏面に続く)

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 35 号 平成 25 年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 日程第 4 議案第 36 号 児童・生徒の健全育成に関わる研究事業実施要綱について
- 日程第 5 議案第 37 号 福生市図書館協議会市民公募委員選考要領について
- 日程第 6 議案第 38 号 福生市公民館運営審議会市民公募委員選考要領について
- 日程第 7 報告第 30 号 福生第三中学校における通級指導学級の新設について
- 日程第 8 報告第 31 号 平成 23 年度文部科学省児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について（速報）
- 日程第 9 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 それでは、ただ今から平成24年第7回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤美子委員、渡辺浩行委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告、教育長から報告願います。

教育長 定例委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。7月は、委員の皆様にはお出かけをいただくことが多くございまして、大変お世話になりました。ありがとうございました。

関東地方では、大分前に梅雨明けが報じられましたけれども、九州地方では今週にようやく梅雨明けの宣言がされたということで、この間にこれまでに経験のない大変な豪雨に見舞われ、多くの方々が被災をし、避難生活を余儀なくされているとのことでございまして、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と平和な日々を取り戻されることをお祈りいたすところでございます。

では、先月の定例会後の状況等について御報告申し上げます。まず、取り急ぎの案件といたしましては、滋賀県大津市のいじめに関する事件とその対応の件でございます。7月に入りましてから、にわかには報道されるようになりまして、日々その事態の深刻さがうかがわれるところで、本日お配りをしております資料にありますように、文部科学大臣談話も発表されているところでございます。

福生市といたしましては、例年6月、11月、2月には、いじめ防止月間の設定をいたしておりまして、継続的かつ集中的に、いじめ防止に向けた取組をいたしております。今年も、特にこの事件を受けまして、入念に学校への聞き取りなど調査をいたしておりまして、見落としや、あるいは安易な対応等していないか、さらに注意をいたしているところでございます。そのような中で、7月18日には東京都からも緊急の調査についての通知があり、これを受けまして各校での調査を指示しているところでございます。その調査結果につきましては、また集約ができ次第、中間での報告やまとめとしての報告などをいたしてまいりたいと考えております。

次に、熱中症予防でございますが、このことにつきましては、今年の一つの留意点かと考えております。既に各地で熱中症による死亡事故、救急搬送などの報道がされているところでございます。これまでの間に、私どもとしましては校長会の際にもそのことについて触れながら、予防についての指導をいたしているところでございますが、夏季休業に入り、部活動等の取組もありますので、引き続き注意喚起をしてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会関係の御報告でございますが、6月30日に市立小中学校教育活動発表会を執り行わせていただきました。新規事業としての取組でございますが、委員各位には御出席をいただき、また委員長から冒頭の御挨拶もいただいたところでございまして、ありがとうございます。当日、第二小学校長、第二中学校長による発表がありまして、また日頃、学校教育に支援をいただいている方々にも御協力をいただき、発表会を盛り上げていただきました。改めて御礼を申し上げます。出席者の数という点で考えますと若干不満は残りますが、一つ見えてきたことは、福生市の教育についての理解者が増えつつあるかというふうに住じます。加えて、これは大いなる反省であります。情報の提供、共有という難しさ、大事さということについて改めて認識をしたところでございまして、継続的な努力が必要であることを痛感しているところでございます。反省すべき点も多々ありますので、それらを点検しながら、回を重ねていきたいと存じます。また、今後ともいろいろな場面において情報提供に努め、福生市の教育に対する信頼を高めていきたいと存じているところでございます。

それから、もう一点は福生市教育委員会の事務事業点検評価にかかわります有識者による評価の会議についてでございます。7月2日と10日に、辻野具成氏、岩崎久美子氏の両氏に教育委員会が自己評価いたしました評価書を基に調査、御審議等いただき、両氏から評価意見書をちょうだいいたしまして、それを添えて最終的な点検評価としてまとめ、後日教育委員会定例会にてお諮りし、また市議会にも報告をしてまいりたいと考えております。

続きまして、学校教育関係でございますが、学校訪問並びに道徳授業地区公開講座等につきまして、委員各位にはお出掛けいただきまして大変ありがとうございます。学校訪問につきましては、7月6日の第四小学校、7月10日の第三中学校、7月12日の第二中学校と御訪問いただき、学校訪

間については、全10校中半分の5校が終了いたしました。残り5校は10月からとなっております。

また、道徳授業地区公開講座につきましては、7月14日に第一中学校と第三中学校で取り組まれたということでございます。お気づきの点などございましたら、後程、御指摘等いただきたいと存じます。

それから、7月20日に市内各小中学校は1学期の終業を迎えまして、夏季休業に入っております。新学期は、小学校が8月29日から、中学校は8月28日からとなっております。2学期も元気な登校姿が見られることを願っているところでございます。

それから、社会教育関係でございますが、1つは7月22日に青少年海外派遣事業激励会が開催され、当日は委員長からも激励をいただきまして、大変ありがとうございました。そして、7月25日には、派遣生は元気に出発いたしております。現地の第一報によりますと、派遣生は非常に元気に各ホームステイ先に別れていったということでございます。派遣生達が、成果を上げて帰国する期待が持たれるところでございます。

続きまして、市の動向でございますが、7月1日付で村山利夫副市長が就任をいたしているところでございます。それから、同じく7月1日に市の表彰式が行われまして、委員各位には御出席いただきありがとうございました。式典を盛り上げるべく第二中学校吹奏楽部による演奏がありまして、お礼を申し上げたいと思います。

続きまして、国民体育大会の関係でございますが、7月14日に前年度のイベントとして9月にリハーサル大会が予定されるわけでございますが、国体実行委員会常任委員会、同じく総会が開催され、それぞれの案件についてすべて了承がされたところでございます。それから、7月23日に、全体を統括いたします東京都におきまして、同様に常任委員会、総会等が開かれ、その機運の盛り上げに向けての取組がされているところでございます。

続きまして、諸会議等でございますが、東京都市教育長会は7月11日に定例会、そして7月26日に研修会が持たれたところでございます。特段の御報告を申し上げるような案件はございません。

それから、青少年問題協議会でございますが、7月12日に定例会が開催されました。平成24年度福生市青少年健全育成夏季対策事業について御協議いただき、決定されたところでございます。

また、善行青少年表彰といたしまして、中学生1人と高校生1人の表彰が決定いたしました。この会議では長谷川委員長にも御出席をいただいているところでございます。ありがとうございました。

それから、第46回の市町村総合体育大会の開会式が国立市で行われました。この大会につきましては、各ブロックごとに幹事が割り当てられて取組がされているのですが、今年度は国立市が幹事となりまして開催されているところでございます。福生市からは11種目、106人の方のエントリーがされておりました。

以上、私からの報告といたします。一段の暑さ厳しさというところがございますので、体調には十分御留意をいただきながら、引き続きまた御指導方お願いをしたいと思います。

委員長 教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終ります。

次に、日程第3、議案第35号、平成25年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてを議題といたします。教育センター主幹より内容説明をお願いいたします。

教育センター主幹 それでは、日程第3、議案第35号、平成25年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、提案理由とその内容につきまして説明をいたします。

議案第35号資料についてでございますが、訂正がございましたので、本日資料を差し替えをさせていただきました。申しわけございませんでした。初めに、資料の訂正箇所につきまして説明をさせていただきます。福生第二小学校のくまがわ学級において、通常の学級で使用する三省堂発行の「しょうがくせいのかくご一年上」、「しょうがくせいのかくご一年下」、「小学生のかくご二年」、また東京書籍発行の「あたらしいさんすう1」、「新しい算数2上」、「新しい算数2下」を追加したものでございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、平成25年度に使用する福生市公立小中学校特別支援学級教科用図書を採択する必要がありますことから、提案をするものでございます。

次に、内容について説明をいたします。福生市公立小中学校教科用図書採択要綱により、特別支援学級教科用図書の採択に当たりましては、それぞれの学校で当該学年に決定済みの教科用図書を使用することが児童・生

徒にとって適当でないとは判断された場合、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとなっております。教科用図書の調査に当たりましては、特別支援教育に関して専門的な知識を有しております教員が教科用図書調査委員会の委員となり、担任の先生方と意見交換しながら、それぞれの学級の在籍児・童生徒の状況に応じて作成いたしました指導計画に基づいて調査を行っております。

特別支援学級教科用図書調査委員会での調査結果につきましては、資料に各学級で使用予定教科書とする教科用図書について示してございます。これらの教科用図書ですが、文部科学省が特別支援学級において教科用図書として使用することを許可した図書として、学校教育法附則第9条に示しているものの中から、各学校、学級が選定したものでございます。それぞれの学級の在籍児童・生徒の個別指導計画に応じまして、基本的にそれぞれの学級が選択いたしました教科用図書を選択することが重要であると考えます。

なお、参考資料といたしまして、現在各学級で使用している教科用図書のリストを添付いたしました。内容を御確認いただきまして御審議をいただき、採択を賜りますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

国語と算数が抜けていたということですか。

教育センター主幹 通常の学級で使う図書につきましては、報告がございませんでした。小学校1年生、2年生につきましては、国語と算数については通常の学級で使用している図書を使用したいとのことでしたので、差替えをさせていただきました。

委員長 これらの図書については、昨年の教育委員会の教科用図書採択時に、通常学級のためにきちんと議論したもので、従って、新たに審議を受ける必要はないと考えていたということですね。

教育センター主幹 はい。

委員長 わかりました。

参考書として使う場合は認定しなくても構わないけれど、あくまでも教科用図書として使うので、改めて特別支援学級用の教科用図書として採択する必要があるということですね。

教育センター主幹 はい。

委員長 その上で、特別支援学級用の教科用図書については、我々教育委員も協議会できちんと議論して、これでよいだろうという方向は出ていましたけれども、本日追加されたものについては通常学級については既に議論が終わっているものとして、それが特別支援用の教科用図書でよいかという判断を含めて御意見をいただきたいと思えます。

平野委員 追加された教科用図書は、通常学級ですと小学校1年生と2年生の児童に該当しますけれども、くまがわ学級ではもう少し上の学年の児童さんもこの教科用図書を使うという場合もあるのですか。

教育センター主幹 小学校1、2年生につきまして、通常学級で使用する教科書で使いたいということでした。

委員長 くまがわ学級としての採択ですから、1、2年生より上の児童が使っても構わないわけですね。

教育センター主幹 はい、そのとおりでございます。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。平成25年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択については、ただ今、説明があった教科用図書を使用するものとして採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認め、平成25年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択については、提案の教科用図書を使用するものとして採択することにいたしました。

事務局より確認をお願いいたします。

教育センター主幹 福生第一小学校「ひまわり学級」でございますが、国語、偕成社から2種、講談社、こぐま社、戸田デザイン研究室。書写、太郎次郎社から5種、PHP研究所。社会、戸田デザイン研究室、小学館、童心社、福音館書店。算数、岩崎書店、くもん出版、数研出版、あかね書房、同成社から2種。理科、世界文化社から3種、小峰書店。生活、ひかりのくに、福音館書店。音楽、音楽之友社。図画工作、保育社。家庭、偕成社から2種。保健、偕成社から2種、フレーベル館。

続きまして、福生第二小学校「くまがわ学級」でございます。国語、同成社、偕成社、東洋館出版、三省堂から3種。書写、岩崎書店、偕成社、太郎次郎社から2種、くもん出版、あかね書房。社会、福音館書店、平凡社から2種。算数、東洋館出版、同成社から2種、福音館書店、講談社、

東京書籍から3種。理科、小学館、世界文化社、フレーベル館。生活、世界文化社から2種。音楽と図工につきましては通常の学級と同じ教科書を使用いたします。家庭、金の星社。保健、全日本手をつなぐ育成会、偕成社、フレーベル館。

次に、福生第一中学校「8組」でございます。国語、東京書籍、理論社、東洋館出版。書写、太郎次郎社。社会、帝国書院、東洋館出版、ニチブン。数学、教育出版、東洋館出版、同成社。理科、誠文堂新光社。音楽、成美堂出版、ドレミ楽譜出版社、音楽之友社。美術、コクヨエス&T、学習研究社、福音館書店。保健体育、小学館。技術家庭、偕成社。外国語英語、創英社。

以上でございます。

委員長 以上で議案第35号、平成25年度使用福生市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についての審議を終わります。

次に、日程第4、議案第36号、児童・生徒の健全育成に関わる研究事業実施要綱についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 それでは、議案第36号、児童・生徒の健全育成に関わる研究事業実施要綱につきまして御説明を申し上げます。

今年度、福生市では昨年度に引き続き、東京都教育委員会の実施する学校と家庭の連携推進事業の委託を受け、新たに推進校となった4校を含めて、市内全10校で家庭と子どもの支援員及びスーパーバイザーを配置することにより、学校と家庭及び関係機関が連携し、児童・生徒の課題解決に取り組む体制の構築を図っているところです。

このたび東京都教育委員会では、学校と家庭の連携推進事業に加え、新たに児童・生徒の健全育成にかかわる研究事業を実施することとなりました。この事業は、児童・生徒の不登校、いじめ、暴力行為等の問題行動に対して、保護者との連携を図りながら学校における組織的な対応を充実させ、児童・生徒の健全育成を図るために児童・生徒及び保護者からの相談等に応じる外部人材の活用に向けて研究を行うことを目的としております。

本市では、これまでも各学校で家庭と子どもの支援員及びスーパーバイザーを有効に活用し、学校と家庭をつなぐ役割を果たしているところですが、小・中学校における児童・生徒の問題行動の発生状況や、児童・生徒及び保護者に対する支援の一層の必要性等を勘案し、新たに小学校の2校、福生第一小学校、第四小学校で本事業に取り組んでまいります。

なお、本事業の委託金は、相談員報償費といたしまして1校当たり96万円が支払われますが、9月の補正予算に計上させていただきます。

福生市における本事業の実施要綱でございます。第1条に趣旨といたしまして、本事業の目的に関し、必要な事項を定めるものとしております。第2条では相談員の配置について、第3条では規定により相談員の配置が決定した小学校2校が研究を進める内容について示しております。第4条では、登校時及び登校後の児童・生徒及びその保護者への相談及び助言等を行う等の職務について、第5条では教育委員会が委嘱する相談員の要件等、第6条では原則として1名につき週3日、1日当たり4時間とする勤務日数等、第7条では謝礼、第8条では校長の命に従って職務を遂行し、守秘義務を有する等の服務、第9条では職の解除、第10条では学校災害賠償保障保険の規定に基づいて行う災害補償、第11条では毎月の相談員勤務実績報告、第12条では委任について示しております。

附則といたしまして、本要綱は本年9月28日から施行するものとしております。

今後、1年間本要綱に基づきまして、児童・生徒の健全育成にかかわる研究事業を推進してまいります。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

委員長  
平野委員

内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

家庭と子どもの支援員の方との仕事内容について、違いについてお伺いしたいのと、それから「相談員」となっておりますけれども、教育相談員、心理相談員とかいろいろ呼び方がありますけれども、名称等はつくのですか。

主幹

家庭と子どもの支援員として取り組んできた方や、また、例えば民生児童委員の方ですとか、その方の御紹介等で、地域として学校を応援していただく方々にこの相談員として御勤務していただくこととなります。そういう方々をより多く配置することにより、登校時、または登校後の児童・生徒及びその保護者への相談、助言等を、より手厚く行っていくことができると考えております。

また、相談員という名称でございますが、この事業におきましてはあくまでも相談員でございますが、ただその中で、いわゆるスーパーバイザー的な役割を果たす方と、それから家庭と子どもの支援員のようにいろいろと御協力いただく方々に分かれて、報償等についての差をつけることとな

りますけれども、名称といたしましては、すべて「相談員」としていただくことにしております。

以上でございます。

委員長 家庭と子どもの支援員というのは、市教育委員会が直接所管しているところですか。

主幹 こちらも東京都教育委員会による委託事務でございます。

委員長 東京都はほかの自治体に先んじていろいろ手を打ってきて、福生市は積極的に手を挙げて、研究あるいは事業を実施しているということで感謝を申し上げるところですが、先程の平野委員の御質問は、家庭と子どもの支援員と、今回の福生市児童・生徒の健全育成にかかわる相談員について、相違点を明確化したほうがいいたろうということです。同じような問題を扱ったときに、どちらが主導的にいくのかといった問題もありますので、もう少しクリアにしてほしいという意図かと思えます。

あと、これは研究事業ですが、この研究をまとめるのは指導室でしょうか。

参事 それぞれの各学校で成果と課題を取りまとめていただいて、それを指導室が目を通してまとめて東京都へ報告をし、その研究成果を東京都の施策に生かしていただければと考えているところであります。

渡辺委員 いろいろな施策があつて非常にありがたく思うのですが、保護者からすると幾つも窓口があつて、では誰にどこへ相談に行けばいいのかというのがわからないのです。先程、この事業は単年度だというお話でしたが、保護者からすれば、年度が変わっても引き続き同じ人に相談できるかが問題で、要するに保護者からわかりやすくしてあつたほうがいいのかと思つています。

委員長 いろいろな事業がありますけれども、それぞれの差異をクリアにした表が作成されると便利かという質問かと思つていますので、それを取りまとめていただきたいということでもよろしいかと思つています。

参事 後日、表や図等でお示しをいたします。

それから、保護者がどこに相談をしたらいいかという御指摘につきましては、保護者が相談員に直接相談するというよりも、それぞれのケースについてはどういった部署で対応するのがいいのかということになりますので、学校の中にある教育相談委員会では、特別支援等のそれぞれの委員会にまず諮ったところで、学校の例えばスクールカウンセラー、あるいはこの養護教諭、特別支援教育コーディネーター、あるいは外部人材、例えば

本市の教育相談室の心理相談員等々、さまざまな機関がございますので、そこでより効果的な相談をするということ、そこで初めて保護者とつなげていくといった、ある程度、ステップ等を踏む必要があろうかと考えております。

以上でございます。

委員長 加えて言えば、職務にある第4条の1、例えば「登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談及び助言」とありますが、これは相談員が行なうのだけでも、それは校長及び教育委員会の指揮監督のもと行なうとしているから、今お答えのように、図示していただくとか、わかりやすいものを作ってくださいということですから、いかがでしょうか。ただし、一番大切なことは、どこへ相談してもいいのだけでも、その情報が共有されるかでしょうね。実際、他地区で起こっている問題ですので、ぜひ感性を働かせた指揮命令系統を構築していただきたいと思います。

加藤委員 どこへ相談していいかということもわかりづらいですし、系統がはっきりしないと、たらい回しみたいな感じになってしまうのではないかという不安感がありますね。

委員長 福生市では以前、いじめ問題が大きく報道等で取り上げられたときに、教育委員を含めた教育委員会と市民との間で積極的に懇談会を開いたりしましたが、宮城教育長、もう四、五年前のことですかね。

教育長 もう少し前だったかもしれませぬ。

委員長 総じて何でもきちんと真摯に対応をしていく態度こそ大切だという話なので、一層の御努力のほど、お願いいたします。

また、指導室を中心として、このような研究事業をしてくださることに感謝を申し上げた上で、お諮りしたいと思います。

お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第36号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第37号、福生市図書館協議会市民公募委員選考要領についてを議題といたします。図書館長より内容説明をお願いいたします。

図書館長 日程第5、議案第37号、福生市図書館協議会市民公募委員選考要領について御説明申し上げます。

平成24年第2回教育委員会定例会で御意見をいただきました福生市図書館協議会条例でございますが、3月市議会におきまして条例の可決をいただいたところでございます。主な条例の改正点でございますが、委員の選出を明確にするとともに、公募市民2名枠を新たに設けさせていただきました。

要領の提案理由ですが、条例改正に伴い市民公募委員の選考につきまして必要な事項を定めようとするものでございます。第2条に、市民公募委員の資格でございますが、市民公募委員になることができる者は、市内に住所を有する満20歳以上の者とし、福生市が設置いたします附属機関で公募による選出の委員として委嘱されている、または委嘱される予定の者は、市民公募委員になることはできないといたしました。第3条の選考委員会でございますが、市民公募委員の選考を公正に行うため、福生市図書館協議会市民公募委員選考委員会を設置いたします。選考委員会の委員でございますが、教育次長、庶務課長、生涯学習推進課長、公民館長、図書館長の5名でございます。第4条の選考方法でございますが、市民公募委員の選考は応募者の提出した論文を審査し、点数による評価を行うものでございます。論文の審査項目でございますが、論題の趣旨を的確にとらえているか、論旨が一貫し、わかりやすく構成されているか、図書館運営に対する積極的な関心及び提言を有しているかの3項目でございます。第6条でございますが、論文の審査におきましては採点評価点数が同数同点の場合、または論文に不明な箇所等がある場合には、面談による審査を行うことができることといたしました。第7条には、面談の評価基準でございます。審査項目でございますが、論題の趣旨を的確にとらえているか、図書館運営に対する積極的な関心及び提言を有しているか、図書館協議会の運営に責任感を持ち、コミュニケーション能力にすぐれているかの3項目でございます。

委員 長 御審議いただき、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。  
内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

確認をさせていただきます。第2条の第2項において、福生市が設置する他の附属機関の委員として委嘱あるいは委嘱される予定の者は、公募による委員だけがなれないということですね。

図書館長 はい。公募以外については、この項目は該当しないということになります。

委員 長 公募委員は2機関についてはできないという意味ですね。

図書館長 福生市は、そういった幾つかの審議機関がございますので、それぞれが公募枠を設けております。よって、他の機関で、公募で選出されている場合については、図書館では御辞退をいただくこととなります。

委員長 これは、より一つのことに専念していただきたいということからでしょうか。

図書館長 はい。

委員長 他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって議案第37号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第38号、福生市公民館運営審議会市民公募委員選考要領についてを議題といたします。公民館長より内容説明をお願いいたします。

公民館長 それでは、議案第38号、福生市公民館運営審議会市民公募委員選考要領について御説明いたします。

平成24年第2回教育委員会定例会にて御意見をいただきました福生市公民館運営審議会条例でございますが、図書館と同様に3月の審議会におきまして条例の可決をいただいております。条例の主な改正点でございますが、委員の選出を明確にするとともに、公募委員の2名枠を新たに設けさせていただきました。

提案理由でございますが、この条例改正に伴いまして市民公募委員の選考に必要な事項を定めようとするものでございます。

福生市公民館運営審議会市民公募委員選考要領につきまして、主な点を御説明いたします。第2条、市民公募委員の資格でございますが、市民公募委員となることができる者は、市内に住所を有する満20歳以上の者とし、福生市が設置するほかの附属機関で公募による選出の委員として委嘱されている、または委嘱される予定の者は、市民公募委員となることができないといたしました。こちらも図書館と同様でございます。

次に、第3条、選考委員会でございますが、市民公募委員の選考を公正に伴うため、福生市公民館運営審議会市民公募委員選考委員会を設置いた

します。第2項、選考委員会の委員でございますが、記載の(1)から(5)にございます5名でございます。

第4条、選考の方法でございますが、市民公募委員の選考は応募者が提出した論文を審査し、点数による評価を行うものとするいたしました。

第2項、論文の審査の審査項目では、(1)、論題の趣旨を的確にとらえているか、(2)、論旨が一貫し、わかりやすく構成されているか、(3)、公民館運営に対する積極的な関心及び提言を有しているかの3項目といたしました。第6条でございますが、論文の審査におきまして採点評価点数が同数同点の場合、または論文に不明な箇所等がある場合には、面談による審査を行うことができると規定いたしました。第7条は、面談での評価基準でございます。審査項目でございますが、(1)論題の趣旨を的確にとらえているか、(2)公民館運営に対する積極的な関心及び提言を有しているか、(3)公民館運営審議会の運営について責任感を持ち、コミュニケーション能力にすぐれているかの3項目といたしました。

なお、公民館運営審議会の公募委員の任期は平成25年4月1日からになりますので、その辞令交付に合わせまして選出の計画をする予定でございます。

御審議いただき、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

これは、いつから施行となりますか。

公民館長 要綱につきましては、ここで決定されましたら本日から適用させていただきます。

委員長 図書館も一緒ですね。

図書館長 はい。

委員長 わかりました。

先程の議案、児童・生徒の健全育成に関わる研究事業実施要綱についての施行日が9月28日となっているのは、予算を伴うので、議会の予算が成立後の日ということとなっているのですね。

参事 9月の補正予算にける予定で、9月28日とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終ります。

お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第38号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第7、報告第30号、平成23年度文部科学省児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について(速報)を議題といたします。指導主事より内容説明をお願いいたします。

指導主事 報告第30号、平成23年度文部科学省児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告についての速報を御報告させていただきます。

こちらは、平成23年度における福生市のみの結果になります。東京都及び全国の調査結果は8月に公表されますので、東京都や全国との比較はまだできませんが、暴力行為に関しては小学校において2年連続で発生件数が0件になる等小学校、中学校ともに改善が見られております。

特に注目していただきたいのは、不登校児童・生徒出現率の推移でございます。こちら5年間という単位で見たとき、小学校、中学校ともに少しずつ改善が見られております。各学校におかれましては、家庭と子どもの支援員を活用するなどして家庭訪問を積極的に行う等しており、不登校の未然防止に力を入れて取り組んでいるところでございます。

なお、8月に全国及び東京都の集計結果が出たところで改めて御報告申し上げます。

御報告は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

自分の子どもはいじめられているといった保護者からの訴えがどれぐらいあるかといった調査はできないものですか、あるいはあるのですか。

指導主事 6月に、東京都教育委員会による「ふれあい月間」時にアンケート調査がございまして、そちらの項目中に、保護者からの訴えということで件数が上がっております。

委員長 それは毎年実施しているものなのですか。

指導主事 毎年6月、11月、2月の年3回実施しております。

委員長 福生市は、その問題についての情報は、現段階では全部把握しているのですか。

指導主事 各学校からの報告をもとに、聞き取り調査をしているところでございます。

平野委員 いじめの定義ですけれども、資料にも「該当児童・生徒が一定の人間関係にある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とありますけれども、今回の大津の事件を振り返ってみると、いじめを受けている本人が苦痛を感じているということを発信しなかったことや、またいじめをしている子ども達が、相手の苦痛を感じたり、相手の気持ちを思いやることができなかったことが問題かと思えます。周りの生徒達がいじめに気が付いて、先生に報告に行ったということですが、先生は本人が大丈夫だと言っていることだけを信じ、その痛みを感じとれなかったのかなと思ったのですけれども、教師の方々や周りの大人達がもっと本人の痛みを感じていかなければならないし、いじめている子が人の痛みを感じられるような心の教育といたしますか、さらには家庭の教育等にも関係してくると思いますが、そこを深めて考えていかなければいけないかと思いました。

委員長 他に質疑はございませんか。  
ないようでしたら、質疑を終ります。  
お諮りいたします。報告第30号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。よって報告第30号は報告のとおり承認することといたします。  
せっかくの機会ですから、いじめが起こっているかもしれないということについて、より発見しやすい福生市教育委員会独自での設問等を考えていただけたらと思えます。

次に、その他報告事項について説明願います。

その他報告事項1、いじめの実態把握のための緊急調査についてを参事より内容説明をお願いいたします。

参事 日程第8、その他報告事項1、いじめの実態把握のための緊急調査についてでございます。

滋賀県大津市の中学校2年生がいじめを受けて自らの命を絶つという問題を受け、平成24年7月17日、午後4時30分から東京都教育庁第一本庁舎におきまして、臨時の市町村教育委員会指導事務主管課長会議が開催され、私も出席をさせていただきました。

そこでは、これまでもいじめ問題の解決と、生命尊重の視点に立ったさまざまな取組をしてきたにもかかわらず、このような痛ましい事件が発生

したことを、東京都教育委員会といたしましても非常に重く受けとめているということで、改めて早期発見、早期対応の必要性を確認し、いじめの可能性のある案件については、安易な判断をすることなく、実態を確実に把握し、今後の具体的な対応につなげることを目的とした調査を実施することとなり、この中間報告を7月31日までに東京都教育委員会に報告することになったものでございます。

資料には、東京都教育委員会からの通知と、各学校からの報告書の様式がでございます。今回の調査では、この調査の特徴的なところかと存じます「現時点ではいじめと確認できないまでも、他の児童・生徒や周辺からの情報により、いじめの疑いがあると思われる件数」についての報告があり、そこで上がったものについて、現在どんな対応をしているかということで、1番「特段の対応をしていない件数」、2番「保護者に状況について連絡をしている件数」、3番「教員等が状況把握を含め対応中の件数」、4番「その他（警察と相談中、双方の関係者を集めて指導等）」に振り分ける形になっております。

そして、そのデータの基となるアンケート調査でございますが、設問については事前に東京都から設問例として示されておりますので、それに基づいて福生市として設問をつくりました。そして、小学校の低学年、中学年と高学年、中学校用の以上3種類を作成いたしました。小学校の低学年のアンケートについては、このままの東京都の設問例ではなかなか理解できない部分もあろうかということで、内容等については修正を加えております。

昨日、アンケートの調査結果が各学校から上がってきておまして、本日から1校ずつ、指導室による電話での聞き取りを行っておるところであります。その中で、既に解決したもの、それから継続指導中のものがございまして、特段の対応をしていない件数については一件もございません。改めてその調査結果については精査をいたしまして、次回の協議会におきまして御報告申し上げたいと存じます。

なお、定例会資料中には、いじめの相談の窓口の一覧表を添付してございます。そして、本日配付いたしました資料でございますが、全教職員へ校内研修において活用していただく資料として、「いじめ防止のための基本的な姿勢」、「子供の命を守ろう」のいじめ防止のための資料でございます。それから、平成24年7月13日付の平野文部科学大臣の談話を受けまして、宮城教育長から本市の小中学校の校長にあてた通知でございますが、これ

までのいじめに対しての取組について確認した上で、いじめはどの学校、どの学級、どの児童・生徒にも起こり得るものであるということ。先入観にとらわれることなく、児童・生徒の実態をとらえること。いじめは人間として絶対に許されないという認識を徹底する適切な指導をすること。教職員や児童・生徒の人権感覚を高め、いじめの問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心にした組織的に問題の解決に当たること等を改めて周知をいたしたところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

うちの子は何にも言わないのだけれども、ちょっと変だと親のほうに気づいている。だけど、子どもは怖がって言わないというケースもあろうかと思えますので、福生市の場合はどこへ行って相談したらいいのかということと、その場合の保護者へのアンケート調査等を考えてみるのも一つの手ですね。

加藤委員 やはり早期発見、早期対応が一番大事ではないかと思うのですが、子どもは親に心配かけてはいけないということもあり、隠してしまうということで、見つけづらいものをいかに対処していくかを考える必要があるかと思えます。

委員長 努力をしてもなかなかいじめは後を絶ちませんが、御報告ということで承りました。よろしくお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、質疑は終了します。

ほかにその他報告はありませんか。

委員の皆さんからは何かありませんか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

これをもちまして平成24年第7回福生市教育委員会定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午前11時15分 閉会